

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月23日
【会社名】	イワキ株式会社
【英訳名】	IWAKI & CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩城 慶太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号
【電話番号】	東京(03)3279-0481
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 熱海 正昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号
【電話番号】	東京(03)3279-0481
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 熱海 正昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 64,197,416円 (注) 本募集金額は1億円未満であります。企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	イワキ株式会社大阪支社 (大阪府大阪市中央区道修町一丁目4番1号) イワキ株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目2番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	151,409株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株です。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、平成29年1月24日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対してグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役並びに当社子会社2社（岩城製菓株式会社及びメルテックス株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の取締役（以下「対象子会社取締役」といいます。また、対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

また、平成29年2月24日開催の第77回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、対象子会社取締役に対して、年額12百万円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

[本制度の概要等]

対象取締役等は、本制度に基づき対象会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により対象取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は年450,000株（ ）以内、対象子会社取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は年80,000株（ ）以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

（ ） ただし、当社が普通株式について、株式分割・株式併合等を行う場合には、その効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行又は処分される当社の普通株式の総数を調整するものといたします。

今回は、本日平成30年2月23日開催の取締役会において、対象取締役に対してグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主様との一層の価値共有を進めることを目的とし、当社の取締役報酬体系を考慮のうえ、第79期事業年度分として普通株式151,409株（金銭報酬債権合計64,197,416円）を付与することと決議いたしました。また譲渡制限期間につきましては、中長期計画を踏まえ5年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等10名（対象子会社取締役と兼任している対象取締役2名を除くと8名）が、対象会社から支給された上記金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。

[本割当契約の概要]

(1) 譲渡制限期間 平成30年3月20日～平成35年3月19日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること。但し、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱いは、下記(3)に記載のとおり。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取り扱い

譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位又は使用人のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由(ただし死亡による退任又は退職をした場合を除く)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職をした場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点の直後又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の専用口座での管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座での管理の内容につき同意している。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	151,409株	64,197,416	32,098,708
一般募集			
計(総発行株式)	151,409株	64,197,416	32,098,708

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割当てする方法によります。
2. 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は32,098,708円です。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第79期事業年度(平成29年12月1日~平成30年11月30日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の取締役 : 7名	134,901株	57,198,024	第79期事業年度分
当社子会社の取締役 : 3名	16,508株	6,999,392	第79期事業年度分

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
424	212	1株	平成30年3月15日 ~ 3月19日		平成30年3月20日

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 本新株式発行は、本制度に基づく当社の第79期事業年度(平成29年12月1日~平成30年11月30日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
イワキ株式会社 経営管理部	東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を出資財産とする現物出資によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	60,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本株式発行は、本制度に基づき対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、手取金はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第78期（自平成28年12月1日 至平成29年11月30日） 平成30年2月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年2月23日）現在においてもその判断に変更なく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イワキ株式会社本社

（東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号）

イワキ株式会社大阪支社

（大阪府大阪市中央区道修町一丁目4番1号）

イワキ株式会社名古屋支店

（愛知県名古屋市中区丸の内二丁目2番23号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。